

海老名市教育委員会

(令和元年 5月 臨時会議事日程)

日時 令和元年5月8日(水)

午前10時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

日程第 1 報告第 10 号 海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定について

日程第 2 報告第 11 号 海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について

日程第 3 議案第 14 号 令和元年度(平成30年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

日程第 4 議案第 15 号 令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

報告第10号

海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定について

海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和元年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市学校給食検討委員会設置要綱を制定したため

海老名市学校給食検討委員会設置要綱の制定について

1. 制定理由

海老名市立小中学校における学校給食のあり方を検討し、今後の給食の方向性を決めるため。

2. 概要

今後の海老名市立小中学校における学校給食のよりよいあり方について検討協議し、海老名市の方針を定め、報告書にまとめる。

3. 設置理由

検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため。

4. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

5. 要綱

別紙のとおり

海老名市学校給食検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校における学校給食の在り方を検討するため、海老名市学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食施設に関すること。
- (2) 今後の学校給食の方向性に関すること。
- (3) その他委員長が特に必要と認めたことに関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 単位PTA会長会代表
- (3) 海老名市立小中学校保護者代表
- (4) 海老名市立小中学校校長会代表
- (5) 海老名市立小中学校教頭会代表
- (6) 海老名市立小中学校総括教諭代表
- (7) 栄養教諭
- (8) 市長部局（管財課長）
- (9) 教育委員会（教育部長、教育部次長、教育支援課長、就学支援課長）

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には教育部長を、副委員長は委員長の指名をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、特に必要と認めた場合又は急施を要する場合は、書類の回議をもって検討委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、就学支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

報告第11号

海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について

海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和元年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱を制定したため

海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について

1. 制定理由

海老名市立小中学校が実施する修学旅行に参加する、児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減することを目的に、修学旅行に要する経費に対し補助金を交付するため

2. 交付対象者

海老名市立小中学校が実施する修学旅行に参加する、市内在住の児童生徒の保護者

3. 交付金額

市内在住の小学校 6 年生の児童保護者に 10,000 円（上限）

市内在住の中学校 3 年生の生徒保護者に 15,000 円（上限）

4. 施行日

令和元年 5 月 1 日施行（平成 31 年 4 月 1 日より適用）

5. 要綱

別紙の通り

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小学校（以下「小学校」という。）が実施する修学旅行に参加する、児童の修学旅行に要する経費に対し、補助金を交付することにより、児童の保護者の経済的な負担の軽減を図ることとし、その補助金を交付することに関して、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、小学校が実施する修学旅行に参加する海老名市在住の小学校6年生の児童の保護者、及び特に市長が必要と認めた市外在住の小学校6年生の児童の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、スクールライフサポート支給対象である保護者は対象外とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、小学校が実施する修学旅行に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、修学旅行の実際に必要な経費の内、毎年予算の範囲内において別表に定める額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、補助金の交付を受けようとする保護者が、児童が参加する修学旅行の実施代表者（学校長等）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする事業（以下「補助事業」という。）について、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

- (3) 参加予定者名簿
 - (4) 保護者からの委任状
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第95条第4号の規定に基づき補助事業者へ概算払いにて速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類は、第5条に定める交付申請において提出したものから変更があった場合のみ添付することとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金確定通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知する。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

別表

補助金額の上限 (参加児童１人当たり)
１０，０００円

年 月 日

海老名市長

殿

申 請 者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金の交付を受けたいので、海老名市立修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）参加予定者名簿

（4）保護者からの委任状

4 その他参考となる資料

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付について、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金として、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタカナ)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者

印

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付交付決定を受けた海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 _____ 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 _____ 円

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で補助金の交付を決定した海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金について、海老名市立小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので、通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 _____ 円

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名

代表者 印

海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金に係る事業が完了したので、海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
 - (3) 参加者名簿（変更分）
 - (4) 保護者からの委任状（追加分）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金について、海老名市小学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので、通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立中学校（以下「中学校」という。）が実施する修学旅行に参加する生徒の修学旅行に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和 58 年規則第 12 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、中学校が実施する修学旅行に参加する海老名市在住の中学校 3 年生の生徒の保護者及び市長が必要と認めた、市外在住の中学校 3 年生の生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、スクールライフサポート支給対象である保護者は対象外とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる経費は、中学校が実施する修学旅行（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、修学旅行の実際に必要な経費の内、別表に定める額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、補助事業が実施される、あるいは補助事業に参加するまでに、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出、及び第6条の規定による交付決定の通知の受領については、生徒が参加する修学旅行の実施代表者（学校長等、以下「補助事業実施者」という。）に委任することができるものとする。

3 前項の規定による委任をされた補助事業実施者は、中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書（第1号様式）の提出時に、次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 参加者予定者名簿
 - (4) 保護者からの委任状
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。この場合において市長は、前条第2項の規定による委任がされているときは、委任された補助事業実施者に通知を送付する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長に対して、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書（第3号様式）により、20日以内に実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知する。

(交付請求等)

第9条 申請者は、前の規定による補助金の確定後、速やかに海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、申請者へ速やかに補助金を交付す

る。

(決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助金額の上限 (参加生徒 1 人当たり)
15,000 円

第 1 号様式（第 5 条関係）

海老名市長 殿

申 請 者 住 所
（保護者）

氏 名

印

電話番号

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付申請書

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金の交付を受けたいので、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 生徒氏名 _____

3 中学校名 _____

なお、補助事業実施者に提出を委任することができる。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付について、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助事業終了後、20 日以内に市長に対して実績を報告しなければならない。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長

殿

所在地

団体名

代表者

印

海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金に係る事業が完了したので、海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

1 補助金名 海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿（変更分）
- (4) 保護者からの委任状（追加分）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金について、海老名市中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので、通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

第5号様式（第9条関係）

海老名市長 殿

住所
フリガナ
氏名
電話番号

印

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付請求書

海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金として、海老名市立中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり、請求いたします。

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)							
	(支店・支所・出張所)							
種類	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

議案第14号

令和元年度（平成30年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

別紙のとおり、令和元年度（平成30年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について、議決を求める。

令和元年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和元年度（平成30年度対象）教育委員会事務の点検・評価にあたり、その実施方針及び評価対象を定めたいため

令和元年度（平成 30 年度対象）教育委員会事務の
点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

令和元年度（平成 30 年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

1 目 的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

2 評価対象とする施策・事業について

平成 30 年度の海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画に位置付けた施策・事業で、教育委員会で実施した 3 政策、9 施策、40 事業のうち、特に重点事業と捉える 20 事業について今年度の点検・評価対象とする。

（参考） 平成 30 年度（平成 29 年度対象）点検・評価
（3 政策・9 施策・39 事業を点検・評価）

3 点検・評価方法について

評価対象の事業についての目的、実績、課題などの担当部課評価を行い、これを外部評価者（知見の活用）に示す。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、担当部課評価と外部評価者の意見を踏まえて、総合的に点検・評価を行う。

各事業の評価について

各事業について、「担当部課の評価」「外部知見の活用」「教育委員会の評価」のそれぞれにおいて、「A」「B」「C」の 3 段階での評価を行い、あわせて、課題や今後の方向性を踏まえた上で、それぞれコメントを記載しております。

更に、進捗状況についても評価を行い、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示しております。

なお、3 段階の評価の目安は以下のとおりです。

- A . . . 計画・期待を上回る成果が表れている。
- B . . . 計画・期待どおりの成果が表れている。
- C . . . 計画・期待した成果が表れていない。

4 知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

委 員	備 考
秋島 優子	元海老名市立中学校長
小田島 恵子	元海老名市立中学校 P T A 会長
高村 恵	元海老名市立中学校長
武井 哲也	元海老名市立中学校 P T A 会長
掛川 忠良	学識経験者

5 議会への提出及び市民への公表

9月議会への提出を予定。

議会提出後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

6 スケジュール（予定）

5月 8日	方針及び対象事業の決定（教育委員会臨時会）
5月 9日～16日	所管課評価の作成
5月下旬～6月中旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会開催等）
6月下旬～7月下旬	教育委員会の評価（定例会により報告書の決定）
8月上旬	市長へ報告
8月8日	政策会議への報告
8月19日	最高経営会議への報告
8月29日	市議会へポスティング（9月議会初日）

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検・評価対象とする重点事業一覧（平成30年度事業）

政策	施策	事業名	目 的	担当課	備考
豊かな心を育む文化の薫るまちづくり					
(1)	生涯学習の推進				
		市民講座の開催	学びの場・交流の場として講座を開催し、社会教育の充実を図ります。	学び支援課	
(2)	図書事業の充実				
		有馬図書館リニューアル	市民がより利用しやすい図書館を目指し、施設の老朽化対策と機能向上を図ります。	学び支援課	
(3)	文化財の保護と活用				
		相模国分寺跡の整備活用	海老名の史跡文化財の核として整備公開し、利活用の促進を図ります。	教育総務課	
		相模国分尼寺跡の整備活用	史跡相模国分寺跡とともに、海老名の史跡文化財の核として、整備・公開し、利活用を図ります。	教育総務課	
		文化財の活用【総合戦略】	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	
		文化財の保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	

政策	施策	事業名	目 的	担当課	備考
元気な「えびなっ子」を育むまちづくり					
(4)	青少年の健全育成				
		教育支援体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。また、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育支援課	
		青少年指導嘱託員活動の充実	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、地域社会における青少年の社会生活を健全育成を図ります。	学び支援課	
		ユースサポート事業【総合戦略】	若者が抱える悩みに対応し、自立した社会生活を送れるよう支援体制を強化します。	学び支援課	
		社会教育活動団体への支援	青少年育成団体等が行う各種活動を推進し活性化させることで、青少年の健全育成を図ります。	学び支援課	
		成人式運営事務	新成人に社会人としての自覚を促します。	学び支援課	

(5)	子どもの居場所づくり			
	子ども・学校支援体制の構築【総合戦略】	“地域の子どもは地域で守る、育てる、支援する”体制を構築します（学校応援団）。	学び支援課	
	学童保育支援事業【総合戦略】	学童保育業者に対して適正な運営が行えるよう支援するとともに保護者の負担軽減を図ります。	学び支援課	

政策	施策	事業名	目 的	担当課	備考
		ひびきあう教育の実現			
(6)		ひびきあう教育の推進			
		ひびきあう教育の実践・研究【総合戦略】	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」を2期として継続し、各種委員会・研究会の中で、「授業改善」「社会に開かれた教育課程」「みんなの学校」の取組を推進します。	教育支援課	
		学校安全の確保【総合戦略】	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	就学支援課	
		社会教育の推進	学校の教育課程として行われる教育活動以外の社会における教育を組織的に行うことで、学校、家庭とともに総合的な教育を推進します。	学び支援課	
		教育委員会の運営	教育全般に対する市民の理解を深めるため、教育行政の推進と教育環境の改善及び教育委員会の円滑な運営を図ります。また、今日的な教育課題の解決等に関し、教育関係者、市民等の各界各層から意見を聴き、ひびきあう教育の推進を図ります。	教育総務課	
		小中学校行事活動事業	小学校では、連合運動会の開催等により、児童の心身の健全な発達と望ましい社会性を育みます。 中学校では、中学生芸術文化活動の伸長・発展等により、生徒の豊かな心を育みます。	教育支援課	

(7) 教育環境の充実				
	効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	就学支援課	
	コンピュータ利用教育の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。	教育支援課	
	外国語教育の推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育支援課	
	部活動の充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。また、地域との交流を図り、地域活動の活性化に貢献します。	教育支援課	
	野外教育活動の推進	学校の教育課程で実施する野外教育活動を推進するとともに、保護者の負担軽減を図ります。	教育支援課	
	効果的な教職員配置の推進（指導体制）	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	就学支援課	
	児童・生徒の健康管理の推進	児童・生徒の健康管理体制の充実により、心と身体の健やかな成長を促進します。また、衛生的で安全な学校環境の確保に努めます。	就学支援課	
(8) 学校施設の充実				
	学校施設の再整備	建物の約8割が、建築後30年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、施設の現状分析や児童・生徒数の推移を見極めながら、が功施設再整備計画を策定します。	教育総務課	
	小中学校の適正配置【総合戦略】	学校の規模や位置などを検討し、学校の適正配置により、教育環境の向上に努めます。	教育総務課	
	小中学校施設の整備【総合戦略】	建設後又は改修後、一定期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
	きれいで居心地のよい学校づくり【総合戦略】	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の環境整備を行います。	教育総務課	
	地場産物品の学校給食への活用	学校給食で使用する食材のうち、市内や県内で生産・加工されたものを優先的に使用し、食の安全性確保・地産消を推進します。	就学支援課	

政策	施策	事業名	目 的	担当課	備考
(9)	教育支援体制の充実				
		児童・生徒教材費支援【総合戦略】	保護者の教材費への負担軽減を図ります。	就学支援課	
		スクールライフサポート制度の充実【総合戦略】	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	就学支援課	
		奨学金の給付【総合戦略】	経済的な理由で修学が困難な青少年を支援します。	就学支援課	
		いじめのない学校づくり【総合戦略】	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	就学支援課	
		学校相談員等の派遣【総合戦略】	学校に心理の専門家等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育支援課	
		教育支援教室の充実【総合戦略】	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰や、社会的自立を目指した支援を行います。	教育支援課	
		特別支援教育の充実【総合戦略】	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	教育支援課	
		特別支援教育の就学奨励【総合戦略】	特別支援学級及び通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育支援課	
		学校給食費収納事務の充実	予算、決算、監査等の市の会計ルールで管理運用し、透明性・公平性を確保し、学校給食事業を推進します。	就学支援課	
		若者定住促進奨学金返還補助事業【総合戦略】	若者の転入と定住を促進します。	学び支援課	

3 政策 9 施策 40事業のうち20事業（網掛け部分）を対象とする。

議案第15号

令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

別紙のとおり、令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、議決を求める。

令和元年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」を決定いただきたいため

令和2年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会は、令和2年度の小学校教科用図書及び「特別の教科 道徳」以外の中学校教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

令和2年度の小学校教科用図書及び「特別の教科 道徳」以外の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

令和2年度使用小学校教科用図書採択について

1. 採択教科書

令和2年度使用小学校教科用図書

2. 採択にかかわる日程について

- 平成31年 2月 教科用図書担当国会議(採択事務について)
- 4月 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査委員会の細案等について検討
- 令和元年 5月 第1回採択資料作成委員会の開催
第1回調査委員会の開催
- 6月 第2回調査委員会の開催
第3回調査委員会の開催
教科用図書展示会
- 7月 第2回採択資料作成委員会の開催
令和2年度使用教科用図書採択決定
- 8月 需要数報告



子教第 1205 号

平成 31 年 4 月 24 日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成 32 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問合せ先

教育局支援部子ども教育支援課

教育指導グループ 田崎、黄木

電話 (045) 210-1111 内線 8223

平成 32 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 32 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成 32 年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成 32 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。

- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 32・33・34・35 年度用）、中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 28・29・30・31 年度用）及び「中学校特別の教科 道徳」に係る中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 31・32 年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

平成 32・33・34・35 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図서가、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第 1 条、第 2 条）及び学校教育法（第 30 条 2 項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の 3 つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(i) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ii) 内容と構成

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
- ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮

○ 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・言語能力の確実な育成
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・学校段階間の円滑な接続
- ・情報活用能力の育成
- ・児童の学習上の困難さに応じた工夫

○ 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮されているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国 語（書写を除く）

- ☐ 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮はなされているか。
- ☐ 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

(イ) 書 写

- ☐ 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮はなされているか。
- ☐ 適切に運筆する能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社 会

- ☐ 社会的事象に関する基礎的な知識や技能などを習得させるための工夫や配慮がなされているか。

- ☐ 社会的事象について児童が多面的・多角的に考えられるような工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 学習の問題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

(I) 地 図

- ☐ 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- ☐ 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- ☐ 児童が自主的に学習に取り組み、読み取る技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 算 数

- ☐ 数学的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考え、表現し、さらに伝え合うような題材として工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現する題材や、統計データの特徴を読み取り判断する題材として工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理 科

- ☐ 観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするために、児童の発達の段階に即した工夫や配慮はなされているか。
- ☐ 観察、実験などは、学年を通して育成を目指す問題解決の力を養うよう、配列や内容の工夫や配慮はなされているか。
- ☐ 「理科の見方・考え方」を働かせて、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するよう、観察、実験などに工夫や配慮はなされているか。

(キ) 生 活

- ☐ 知識及び技能の基礎としての「気付き」や「生活上必要な習慣や技能」を育成する題材として、工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉える題材として、工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 児童の興味・関心を喚起させるような題材として、「試す」、「見通す」などの工夫や配慮がなされているか。

(㌘) 音 楽

- ☐ 「A表現」と「B鑑賞」の教材は、多様な音楽の中から、児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- ☐ 我が国や郷土の伝統音楽を扱う題材に工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 表現（歌唱、器楽、音楽づくり）及び鑑賞、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(㌙) 図画工作

- ☐ 児童が造形的な見方・考え方を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- ☐ 児童が経験したことを基に、自分に適した表現方法や材料、用具などを選ぶことができるよう、表現及び鑑賞の題材に、工夫や配慮がなされているか。
- ☐ 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(㌚) 家 庭

- ☐ 生活の営みに係る見方・考え方を働かせた学習となるよう、題材に工夫や配慮はなされているか。
- ☐ 日常生活に必要な基礎的な知識及び技能の習得を図るために、実践的・体験的な活動を題材として取り上げるなど工夫や配慮がされているか。
- ☐ 生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決していく題材として工夫や配慮がなされているか。

(㌛) 保 健

- ☐ 児童が健康や安全に関する原則や概念に着目できるよう、統計、調査等の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達段階に即しているか。
- ☐ 児童が身近な生活における学習課題を見付けることに役立つよう、イラスト、写真、事例等の資料に、工夫や配慮はなされているか。
- ☐ 児童が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習内容に関連する健康情報等の資料に、工夫や配慮はなされているか。

(㌜) 外国語

- ☐ 「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」などのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

- 小学校外国語活動との関連した構成となるよう、外国語活動で扱った音声や表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人のくらしや、歴史、文化、自然などが、児童の発達段階や興味・関心に即して取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

(ス) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる工夫や配慮がされているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学びの工夫や配慮がなされているか。
- 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等が取り上げられるなど、工夫や配慮がされているか。

6 平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教育〕（第 6 条第 2 項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された[中学校教育の目標]（第46条）の内容を踏まえているか。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。（※ 第30条第2項の準用）

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・言語活動の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
- ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、生徒の発達の段階に即して適切であるか。

- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(エ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいように配慮されているか。

(オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国 語（書写を除く）

- 各領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）について、教材の内容及び学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」について、教材は適切に取り上げられているか。
- 読書に親しむ態度を養うための適切な配慮が見られるか。また、目的に応じた読書のための教材が適切に取り上げられているか。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆の教材例及び字形や配列、運筆など基礎的な事項に関する教材例について適切に取り扱われているか。
- 楷書・行書・漢字・仮名の分量とその配分は適切であるか。
- 文字文化や社会生活との関連を図った教材例は適切に取り扱われているか。

(ウ) 社 会（地図を除く）

- ☐ 諸資料に基づいて多面的・多角的に考察するために、社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させるよう配慮されているか。
- ☐ 思考力・判断力・表現力等の能力育成について配慮されているか。
- ☐ 統計その他の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。

(エ) 地 図

- ☐ 基本図・部分図・資料図などは適切に配列されているか。
- ☐ 統計、各種の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。
- ☐ 地図・絵図・索引などが適切であり、生徒の発達の段階に即しているか。

(オ) 数 学

- ☐ 数学的活動として、数や図形の性質などを見いだす活動、数学を利用する活動及び数学的に説明し伝え合う活動が適切に配列されているか。
- ☐ 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- ☐ 言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したり、伝え合ったりする活動が適切に取り上げられているか。
- ☐ そろばん、電卓、コンピュータや情報通信ネットワークなどの利用が適切に設けられているか。

(カ) 理 科

- ☐ 科学に関する基本的概念の定着が図れること、さらに、科学的な見方や考え方、総合的なものの見方が育成できるよう配慮されているか。
- ☐ 科学的な思考力、表現力の育成が図れるよう、目的意識を持って観察、実験を主体的に行い、観察、実験の結果を分析し解釈する能力や、導き出した自らの考えを表現する能力の育成に配慮されているか。
- ☐ 科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高められるよう、日常生活や社会との関連が図られたり、環境教育の充実が図られたりするよう配慮されているか。
- ☐ 科学的な体験、自然体験の充実を図るため、原理や法則の理解を深めるためのものづくりや継続的な観察や季節を変えての定点観測など、科学的な体験や自然体験の充実が図れるよう配慮されているか。

(キ) 音 楽

- ☐ 音楽に対する感性を豊かにし、表現及び鑑賞の学習内容が相互に取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を、〔共通事項〕と関連させた主体的な学習の展開が図れるよう配慮されているか。
- ☐ 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から適切に選択されているか。
- ☐ 音楽文化についての理解を深める学習内容が適切に取り上げられているか。

(ク) 美 術

- ☐ 生徒が自らつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容が適切であり、表現活動の内容を関連付けたり、一体的に扱ったりして活動の幅が広がる題材が配慮されているか。
- ☐ 表現や鑑賞、美術文化などに係る作品は、表現の方法や教材などが多様なものから適切に選択され、生徒が関心や親しみのもてる作品が適切に取り上げられているか。
- ☐ 印刷やレイアウトは、色彩豊かでバランスのとれた構成となっているか。

(ケ) 保健体育

- ☐ 生徒自ら課題を設定し解決に向けて取り組み、その過程を振り返る学習により、問題解決の能力を育成することに適した内容になっているか。
- ☐ 健康・安全について生徒が興味関心を高め、科学的な理解を促すための資料が取り上げられているか。
- ☐ 科学的な理解を深め、思考力・判断力等を育成するために知識を活用する学習が適切に取り上げられているか。

(コ) 技術・家庭

- ☐ 生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得のために、製作、整備、操作、調理などの実習や、観察・実験、見学、調査・研究などの実践的・体験的な学習活動が、適切に取り上げられているか。
- ☐ 生活と技術とのかかわりについて理解を深めるよう配慮されているか。
- ☐ 進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるための学習活動や資料等が、適切に取り上げられているか。

(カ) 英 語

- ☐ 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」についての言語活動をバランスよく配置し、コミュニケーション能力の基礎を養えるように工夫されているか。

- 入門期では、小学校で扱った音声や表現などを取り入れるなど、小学校における外国語活動との関連に留意した構成となっているか。
- 世界の文化やくらしなど、国際理解を深めることにつながる興味・関心を、引き出し育てる内容が適切に取り上げられているか。

7 平成 32 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

(1)ー 1 教科・種目に共通な観点（小学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部）

ア 教科・種目に共通な観点

(ア) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第 1 条、第 2 条）及び学校教育法（第 30 条 2 項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の 3 つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
- ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童が使いやすく、安全性にも配慮されているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童が理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

(1)－ 2 教科・種目に共通な観点（中学校の特別支援学級及び特別支援学校の中学部）

ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教育〕（第 6 条第 2 項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○ 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

[小学校教育の目標]

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

○ 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

・言語活動の充実

- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

イ かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

ウ 内容

- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。
- 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

(2) 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点、平成 28 年度使用中学校（中等教育学校の前期を含む）教科用図書調査研究の観点及び中学校「特別の教科 道徳」に係る平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

8 平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について

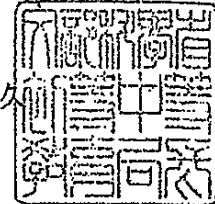
平成 32 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料は、平成 30 年度検定に新たに合格した図書がなかったことにより、平成 26 年度検定合格図書からの採択となるため、中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成 28・29・30・31 年度用）をもって充てる。



30文科初第1853号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、平成30年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成31（2019）年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。



1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

（２）教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（平成 31（2019）年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
 - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
 - ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
 - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
 ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
 - 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
 - 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、平成 31 (2019) 年度からは行われなため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、2019 年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
- (3) 過大な宣伝活動等への対処について
- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ることを。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げる

ものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住

民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、

- ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること
- 等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（6）文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定された

りするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言いがたい。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付

ける。

③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 平成 31 (2019) 年度の教科書採択における留意事項について

平成 31 (2019) 年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

- 平成 31 (2019) 年度においては、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

- 平成 31 (2019) 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

- 平成 31 (2019) 年度においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

②中学部

- 平成 31 (2019) 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第 6 条の規定による採択について

- 上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、平成 30 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することがで

きること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

平成 31 (2019) 年度においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録 (2020 年度 (新元号 2 年度) 使用) に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

平成 31 (2019) 年度においては、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shins
ei.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shins
ei.htm)

【担当】

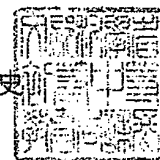
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



30 初教科第33号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
森 友 浩



(印影印刷)

2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成31年3月29日付け30文科初第1853号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03（5253）4111 内線 2576



記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成 30 年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成 26 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 26 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 27 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 27 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
 - (イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
 - (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
 - (オ) 別途送付している「平成 32 年度（新元号 2 年度）用一般図書一覧」（平成 31 年 3 月 1 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。
- なお、分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、平成 31（2019）年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。
- なお、2020 年度（新元号 2 年度）用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4 月末日（教科書センターについては 5 月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6 月 10 日以降の最初の金曜日である 6 月 14 日から 14 日間（法定展示期間）開催すること（平成 31 年文部科学省告示第 41 号）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成 27 年 3 月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成 29 年 1 月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。
なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後 1 年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9 月 16 日）を遵守すること。

- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
- 報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規

定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については2020年度（新元号2年度）から、中学校については2021年度（新元号3年度）から、高等学校については2022年度（新元号4年度）から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、2020年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校種別等区分											
小 学 校	検 定	◎			◆	◎	◎				◎
	採 択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中 学 校	検 定		◎			◆	◎	◎			
	採 択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎				◎	◎		
		採 択			△				△	△	
		使用開始	○							○	○
	主として 中学年用	検 定			◎				◎	◎	
		採 択	△			△				△	△
		使用開始		○			○				○
	主として 高学年用	検 定	◎			◎				◎	◎
		採 択		△			△				△
		使用開始			○			○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。